(加賀市統合新病院建設事業)

『三次審査 技術提案書』に関する質問回答書

No.	項目	質問	回答日	回答
1	三次審査の提案書作成について	二次審査のプレゼンで審査員から要望や指摘が あった事項を盛り込んだ内容に変更できるので しょうか。また公平性の観点から主要な要望等 は共通事項として発注者から指示等が出るので しょうか。	H24. 12. 28	三次審査用技術提案書についてはより詳細な図面等を求めております。二次審査での指摘事項については、検討していただき技術提案書に反映してください。検討の結果、床面積の増加や諸室の配置変更、耐震性向上のための構造変更等、当初提案内容の変更も考えられますが、より良いものになることについては、当初提案コンセプトを逸脱しないものであれば可といたしますが、当初技術提案書で示した提案内容の削除や、これを下回る変更は認めません。当然ながら変更した内容については三次
9	内切の主西港ウ仕上げ	様式の記 J 例をひると - 仕上げの性能を記 J オ	H9E 1 10	審査プレゼンで説明していただくこととなります。 なお、市から新たな共通事項等の要望は追加いたしませんが、後日公開する二次審査議事録を参考に、提案内容 に追加または変更するか検討してください。
2	内部の主要諸室仕上げ一覧表について	様式の記入例をみると、仕上げの性能を記入する欄はありますが、通常仕上げ表に記載する床壁天井の仕上げ材の項目がありません。これは記入不要と考えてもよろしいのでしょうか。逆に、仕上げ材を記載することで、性能事項の記述を補足的に記述する程度にとどめる書き方としてもよろしいでしょうか。また、主要諸室とありますが、これは全体の中	H25. 1.18	様式はあくまでも記入例となります。通常の仕上げ表同様に、各階ごとにまとめていただき、床・壁(腰)・天井などの仕上げ材及び、配慮した性能事項を記載してください。性能事項に関しては例示とあわせ、可能な限り等級など数値の記入もお願いします。また、諸室に関しましてはご質問のとおり、各階ごとに同一性能の室をある程度まとめて記述しながら、すべての室を記入し、合計値が提案延べ床面積と一致するよう

No.	項目	質問	回答日	回答
		から主要なものを抜粋して記入することでよい のか、もしくは提案延べ面積との整合を図ると いうことなので、同一性能の室をある程度まと めて記述しながら、合計値が提案延べ面積にな るようにすべての室を記入する必要があるの か、どちらでしょうか。		整合性を図ってください。
3	三次審査プレゼンテー ションの発表者につい て	募集要項11頁(5)、③、(ア)に発表者は、「3応募に関する条件等(1)参加資格要件イ(ア)~(オ)」に規定するいずれかの者が行うこと。とありますが、施工に関すること(施工計画)については建設業務に当たる監理技術者若しくは現場代理人が説明しても宜しいでしょうか。	H25. 1.22	本事業を完遂する上で、設計者が施工に関すること(施工計画)についても十分把握することが重要と考えております。よって発表者につきましては「募集要項11頁(5)三次審査及び選考結果通知③ヒアリングの方法等(ア)」に定めるとおり「3応募に関する条件等(1)参加資格等イ(ア)~(オ)」に規定するいずれかの者が行うことといたします。ただし、委員からの質問に対する回答につきましては直接建設業務にあたる担当者(監理技術者や現場代理人など)が回答しても構いません。
4	三次審査のプレゼンテ ーションに使用する資 料の提出について	三次審査のプレゼンテーションに使用する資料のデーター (パワーポイント) は、技術資料と同様 2 月 8 日 (金) に提出すると考えて宜しいでしょうか。	H25. 1.22	ご質問のとおりです。
5	三次審査のプレゼンテ ーションに使用する説 明資料について	募集要項11頁(5)、③、(ウ)に説明用資料は、提出された技術提案の同内容のものとし、加筆及び修正をしてはならない。とありますが、三次審査のプレゼンテーションで使用するパワーポイントの内容は、三次審査に提出した技術資料に記載されていなくても、二次審査で記載	Н25. 1.22	ご質問のとおり、三次審査「様式B1 技術提案書 A3用紙15枚以内」に記載のない内容でも、二次審査「様式B 技術提案書 A3用紙5枚以内」に記載のある内容であれば、三次審査のプレゼンテーションで使用するパワーポイント内で使用しても構いません。

No.	項目	質問	回答日	回答
		されている内容であれば使用しても宜しいでしょうか。		
6	技術提案のプレゼンテ ーションについて	プレゼンテーションに動画を使用することは可 能でしょうか。	H25. 1.22	動画の使用については、募集要項に記載のあるとおり、 追加説明資料(模型等含む)に該当するものとし、不可 とします。 『募集要項』に関する質問回答書No.49 をご参照ください。